

広報津山9月号の内容は、7月28日現在の情報です。状況により内容が変わる場合があります。新型コロナウイルス感染症の情報は、市ホームページに掲載しています。情報は随時更新しているので、ご覧ください。



生活相談

収入の減少や失業などで生活に悩みがある人は相談してください。

とき 平日午前9時～午後4時

〒津山市自立相談支援センター（市役所1階）
☎32-2133

中小企業などの経営相談

とき 平日午前9時～午後4時

〒津山やま産業支援センター（東庁舎1階）☎24-0740

小規模事業者緊急支援金の拡充

対象事業者に1回限り一律20万円の支援金を給付します。申請書類など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

対象 令和2年2月～7月のいずれか1カ月の売り上げが、前年の月平均の売り上げより20%以上減少している事業者など

申請窓口 アルネ・津山4階（新魚町）午前10時30分～正午、午後1時～4時

締め切り 9月30日(水)

対象者の条件を緩和しました！

追加条件 従業員数が20人以下の事業者（業種問わず）、市外に事業所がある市内在住の個人事業者、市内に主たる事業所がある市外在住の個人事業者、今年1月～3月に創業した事業者など
〒商業・交通政策課☎32-2081

ひとり親世帯臨時特別給付金

令和2年6月分の児童扶養手当を受けている人には、8月末に給付予定です。

あなたも対象者ではありませんか？

令和2年6月分の児童扶養手当を受けていない人も、申請により対象になる場合があります。条件など、詳しくはお問い合わせください。

対象 次の①か②のいずれかに当てはまるひとり親世帯の人（父母に代わり児童を養育している人を含む）

①公的年金など（遺族年金、障害年金、老齢年金など）を受けていて、またはイに当てはまるア 児童扶養手当の受給資格者の認定を受けているが、公的年金などを受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当を受けることができなかった

イ 児童扶養手当の受給資格者の認定を受けていないが、仮に受給資格者の認定を受け、児童扶養手当を申請していたとしても、公的年金などを受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の全額または一部を受けることができなかったと推測される

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受けている人と同じ水準になっている

給付額 1世帯当たり5万円、第2子以降1人に付き3万円

締め切り 令和3年2月26日(金)

〒子育て推進課（津山すこやか・こどもセンター内）☎32-2065

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部総合相談窓口 ☎32-2062

時間 平日午前9時～午後5時

■厚生労働省電話相談窓口 ☎0120-565653（フリーダイヤル）、FAX03-3595-2756

時間 午前9時～午後9時

■岡山県新型コロナウイルス感染症電話相談窓口 ☎086-226-7877、FAX086-225-7283

時間 電話＝24時間対応可、ファクス＝平日午前9時～午後5時

「感染したかも」と思ったら

新型コロナウイルス受診相談センター（美作保健所内）☎23-0163、FAX23-6129

時間 電話＝24時間対応可（平日午後5時～翌午前9時と土曜日・日曜日・祝日は、留守番電話の応答メッセージに従ってください）、ファクス＝平日午前9時～午後5時

みんなで一緒に乗り越えよう

津山市の新型コロナウイルス対策事業

保険料の減免

収入が一定程度減少した場合など、保険料が減免になることがあります。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料

〒医療保険課国民健康保険係（市役所1階9番窓口）☎32-2071、高齢者医療係（市役所1階8番窓口）☎32-2073

介護保険料

〒高齢介護課（市役所1階11番窓口）☎32-2070

国民年金保険料※将来の年金額が減る場合があります

〒市民窓口課（市役所1階7番窓口）☎32-2072、津山年金事務所（田町）☎31-2360

市役所などでの緊急雇用



仕事の内容や勤務条件などは、市ホームページをご覧ください。

期間 11月30日(月)まで

内容 市役所での事務、公共施設での軽作業など
〒仕事・移住支援室☎24-3633

オンラインによる育児相談など

アプリなどを使ってビデオ通話によるオンラインでの妊婦学級、育児相談などを行います。利用には、パソコンやスマートフォンが必要です。

利用方法 岡山県の電子申請システムか、健康増進課に電話して事前に予約する
〒健康増進課☎32-2069

水道料金（基本料金）の減免

水道料金の基本料金を減免します。申請は不要です。

期間 8月検針分～11月検針分

対象 市と給水契約を締結している市民・事業者
〒水道局業務課☎32-2106

公共施設の利用料の減免

スポーツ・文化施設の入館料などが、無料または半額になります。

詳しくは6・7ページをご覧ください。

期間 11月30日(月)まで

税金などの猶予

収入の減少で生活に困っている人、著しい影響を受けた事業者は、税金や公共料金などの納付を令和3年3月31日(水)まで延長できる場合があります。

詳しくは、対象となる税金などの担当窓口に、事前にお問い合わせください。

主な要件 ①給与などの収入が著しく減少した、②やむを得ず事業を休業・廃業し、著しい損害を受けたなど

対象 市税、国民健康保険料、市営住宅使用料などの納付者

※対象となる窓口が複数ある場合は、いずれか1カ所で手続きすることができます
〒債権管理室（市役所2階）☎32-2060

マスクによる熱中症に注意しましょう

■暑さを避けましょう

換気扇や窓の開放など換気をしながら、エアコンを利用

■適宜マスクを外しましょう

マスクを外すときは、人との間隔を十分に（2m以上）

■こまめに水分を補給しましょう

のどが渇く前に水分補給

■日頃から健康管理をしましょう

体調が悪いと感じたら、無理せず自宅で静養

取り入れてありますか？ 新しい生活様式

3つの基本

- ①人との間隔
- ②人混みでのマスクの着用
- ③手洗い



買物は1人か
少人数で



大人数での
会食は避けて



密集・密接・密
閉を避けて